



宮 崎 県 公 報

平成31年3月11日 (月曜日) 第 3079 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料 (送料共) 1年 41,700 円

目 次

規 則

○公有財産取扱規則の一部を改正する規則…………… (財産総合管理課) 1

告 示

○民有林の保安林の指定予定 (2件) …………… (自然環境課) 2

○保安林の指定予定の通知…………… (“) 3

○保安林の指定解除の予定の通知…………… (“) 3

○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (2件)
) …………… (“) 3

頁

○二級河川の指定の変更…………… (河川課) 4

○土砂災害警戒区域の指定 (2件) …………… (砂防課) 4

○土砂災害特別警戒区域の指定 (2件) …………… (“) 5

○違反広告物等の除却命令…………… (都市計画課) 5

公 告

○大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商工政策課) 5

○争議行為の通知…………… (雇用労働政策課) 6

○二級建築士試験及び木造建築士試験の実施…………… (建築住宅課) 6

病院局企業管理規程

○病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正
する企業管理規程…………… 6

規 則

公有財産取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年3月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第6号

公有財産取扱規則の一部を改正する規則

公有財産取扱規則 (昭和39年宮崎県規則第20号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| (公有財産調整委員会) | (公有財産調整委員会) |
| 第2条の4 [略] | 第2条の4 [略] |
| 2 [略] | 2 [略] |
| 3 調整委員会に、委員長、委員長代理、副委員長及び委員を置き、それぞれ次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。 (1)～(3) [略] (4) 委員 総務部長以外の部局の長、 <u>教育長</u> 、警察本部長、議会事務局長、企業局長及び病院局長 | 3 調整委員会に、委員長、委員長代理、副委員長及び委員を置き、それぞれ次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。 (1)～(3) [略] (4) 委員 総務部長以外の部局の長、 <u>副教育長</u> 、警察本部長、議会事務局長、企業局長及び病院局長 |
| 4～9 [略] (管理事務を分掌する機関) | 4～9 [略] (管理事務を分掌する機関) |
| 第3条の2 [略] | 第3条の2 [略] |
| 2～5 [略] | 2～5 [略] |
| 6 前各号の規定にかかわらず、総務部長が特に必要と認める財産の管理に関する事務については、総務部長が別に指定する部局、課又は出先機関が分掌する。 (貸付けに係る債権の保全) | 6 前各項の規定にかかわらず、総務部長が特に必要と認める財産の管理に関する事務については、総務部長が別に指定する部局、課又は出先機関が分掌する。 (貸付けに係る債権の保全) |
| 第18条 [略] | 第18条 [略] |
| 2 連帯保証人が不適当と認められるに <u>いたった</u> ときは、直ちに新たな連帯保証人を立てさせ、 <u>連帯保証人変更届</u> (別記様式第7号) を提出させなければならない。 | 2 連帯保証人が不適当と認められるに <u>至った</u> ときは、直ちに新たな連帯保証人を立てさせ、 <u>公有財産借受連帯保証人変更届</u> (別記様式第7号) を提出させなければならない。 |
| 3・4 [略] (火災保険に関する事項) | 3・4 [略] (火災保険に関する事項) |
| 第30条 部局の長は、その管理する公有財産で、次の各号の <u>一</u> に該 | 第30条 部局の長は、その管理する公有財産で、次の各号の <u>いずれ</u> |

当し、火災保険契約を締結する必要があると認めるものについては、毎会計年度の開始前、あらかじめ当該会計年度の期間を契約期間として火災保険契約締結要請書（別記様式第20号）により、総務部長に火災保険契約の締結を要請しなければならない。

(1)～(4) [略]

2 部局の長は、年度の途中において取得した財産で、前項各号の二に該当し、火災保険契約を締結する必要があると認めるものについては、前項の規定に準じ手続をしなければならない。

3 [略]

かに該当し、火災保険契約を締結する必要があると認めるものについては、毎会計年度の開始前、あらかじめ当該会計年度の期間を契約期間として火災保険契約締結要請書（別記様式第20号）により、総務部長に火災保険契約の締結を要請しなければならない。

(1)～(4) [略]

2 部局の長は、年度の途中において取得した財産で、前項各号のいずれかに該当し、火災保険契約を締結する必要があると認めるものについては、前項の規定に準じ手続をしなければならない。

3 [略]

別記様式第4号（その5）中

B₂

B₄

を

B 2

B 4

に

改め、同様式の備考(1)中

「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「B₂又はB₄」を「B 2又はB 4」に改める。

別記様式第5号（その4）の記載上の注意中「所属換え」を「所属替え」に改める。

別記様式第9号（表面）中 公有財産借受期間（更新）申請書を

延長

を

公有財産借受期間（更新）申請書に、

延長

を（更新）に改める。

附 則
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の4第3項第4号の改正規定 平成31年4月1日

(2) 別記様式第4号（その5）の改正規定（同様式の備考(1)中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分に限る。） 平成31年7月1日

（用紙に関する経過措置）

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の公有財産取扱規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 180号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成31年3月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字下日陰6233-3・6243・字上日陰6319-3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字下日陰6222-4、6225-1、6225-3、6228-1、6231-1、6231-3、6232-1、6233-1、6234-1、6234-4、6237、6238-1、6239、6240、6241-1、6242、6244、6246-1、6248、6249-1、6257-2、6259-1、6260-1、6261-1、字上日陰6312-1、6313-1、6318、6319-1、6319-4、6337

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 181号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成31年3月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷田代字久保屋敷 10557（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関

係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 182号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成31年3月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷鬼神野字牛山1394-1、1416-1、1416-4、字中牛山1418、1419-1、1419-3、1422-1、1422-10
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 183号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成31年3月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町北郷黒木字ヨリキ193-16、193-17(国有林)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

宮崎県告示第 184号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成31年3月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 一(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮崎県小林市(次の図に示す部分に限る。)
- (二) 指定の目的 水源の涵養
- (三) 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種を定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次

のとおりとする。

- 二(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮崎県小林市・宮崎市・東諸県郡国富町(以上二市一町については次の図に示す部分に限る。)
- (二) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (三) 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 小林市・宮崎市(以上二市については次の図に示す部分に限る。)
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - 三(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮崎県小林市(次の図に示す部分に限る。)
 - (二) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
 - (三) 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び関係農林振興局並びに関係市役所及び国富町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 185号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成31年3月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 一(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮崎県西諸県郡高原町・東諸県郡綾町(以上二町については、次の図に示す部分に限る。)
- (二) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (三) 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種を定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 二(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮崎県西諸

県郡高原町・宮崎市（以上一市一町については、次の図に示す部分に限る。）

- (二) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

三(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮崎県宮崎市田野町（次の図に示す部分に限る。）

- (二) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び関係農林振興局並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 186号

河川法（昭和39年法律第 167号）第 5 条第 6 項の規定により、二級河川の指定を次のとおり変更する。

平成31年3月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 河川の名称 | | 新旧の別 | 区 間 | | 延長 (キロメートル) | 摘要 |
|-------|-----|------|------------------------------------|------------------|----------------|----|
| 水系名 | 河川名 | | 上流端 | 下流端 | | |
| 広渡川 | 妻手川 | 旧 | 左岸 日南市大字西 弁分字竹ノ下 1514番2地先 | 広渡川 への合 流点 | 4.62 0 | |
| | | 新 | 右岸 同市同大字字 師匠免1588番 地先 | | | |
| | | | 左岸 日南市大字西 弁分字村ノ口 1553番地先 | 広渡川 への合 流点 | 3.68 1 | |
| | | | 右岸 | | | |

| | | | | |
|--------------------------|--|--|--|--|
| 同市同大字字 師匠免1556番 地先 | | | | |
|--------------------------|--|--|--|--|

宮崎県告示第 187号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成31年3月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 市町村名 | 地 区 名 | 土砂災害警戒区域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号 | 土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類 |
|------|-------|--------------------------------------|-----------------------------|
| 小林市 | 大久保 | II-1-5307 | 急傾斜地の崩壊 |
| | 勸 請 | II-1-5310 | 急傾斜地の崩壊 |
| | 平木場 | II-1-5363 | 急傾斜地の崩壊 |

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 188号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成31年3月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 市町村名 | 地 区 名 | 土砂災害警戒区域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号 | 土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類 |
|------|-------|--------------------------------------|-----------------------------|
| 高原町 | 出口 1 | II-1-5478 | 急傾斜地の崩壊 |
| | 大久保 | II-1-0784 | 急傾斜地の崩壊 |

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 189号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成31年3月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 市町村名 | 地 区 名 | 土砂災害特別警戒区域の渓流番号又は箇所番号 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|-------|-----------------------|---------------------|
| 小 林 市 | 大 久 保 | Ⅱ-1-5307 | 急傾斜地の崩壊 |
| | 勸 請 | Ⅱ-1-5310 | 急傾斜地の崩壊 |
| | 平 木 場 | Ⅱ-1-5363 | 急傾斜地の崩壊 |

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 190号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成31年3月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 市町村名 | 地 区 名 | 土砂災害特別警戒区域の渓流番号又は箇所番号 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------|-------|-----------------------|---------------------|
| 高 原 町 | 出 口 1 | Ⅱ-1-5478 | 急傾斜地の崩壊 |
| | 大 久 保 | Ⅱ-1-0784 | 急傾斜地の崩壊 |

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 191号

宮崎県屋外広告物条例(平成5年宮崎県条例第13号。以下「条例」という。)第6条の規定に違反して次の広告物等を設置する者又はこれらを管理する者は、平成31年3月15日までに自らが当該広告物等を設置する者又はこれらを管理する者であることを申し出なければならない。

なお、同日までにその申出がないときは、条例第24条第2項の規定により、宮崎県知事の委任した者が当該広告物等を除却する。

平成31年3月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

| 広告物等の種類 | 広告物等の表示及び設置場所 | 広告物の表示内容 | 広告物等の個数 |
|---------|-----------------------|---------------|---------|
| 野立広告 | 児湯郡高鍋町大字南高鍋字上地頭用120番4 | お食事処貴乃屋高鍋店 ほか | 1個 |

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規

定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成31年3月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル日南店
日南市大字平野字深坪2559番 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野仁司
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 榎木野仁司
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
- 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年10月28日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,262㎡
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数
建物北西側 219台
 - 駐輪場の位置及び収容台数
建物西側 70台
 - 荷さばき施設の位置及び面積
建物南西側(荷さばき施設No.1) 120㎡
建物南西側(荷さばき施設No.2) 50㎡
合計 170㎡
 - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内南側(廃棄物等保管施設No.1) 21.24㎡
建物内西側(廃棄物等保管施設No.2) 14.23㎡
合計 35.47㎡
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間
 - 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地南西側
 - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 届出年月日
平成31年2月27日
- 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - 期間

平成31年3月11日から平成31年7月11日まで

10 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間
平成31年3月11日から平成31年7月11日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、宮崎医療生協労働組合から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成31年3月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 争議行為の目的
賃金引き上げ要求、労働条件改善について
- 2 争議行為の日時
平成31年3月14日 午前8時30分から10時30分まで
- 3 争議行為を行う場所
宮崎市大島町天神前1171番地
宮崎生協病院内
- 4 争議行為の概要
ストライキ

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成31年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定により指定した宮崎県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成31年3月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 試験の日時

| 試験の区分 | 学科の試験 | 設計製図の試験 |
|---------|--|---|
| 二級建築士試験 | 平成31年7月7日（日曜日） 午前10時00分から午後5時10分まで | 平成31年9月15日（日曜日） 午前11時00分から午後4時00分まで |
| 木造建築士試験 | 平成31年7月28日（日曜日） 午前10時00分から午後5時10分まで | 平成31年10月13日（日曜日） 午前11時00分から午後4時00分まで |

2 試験の場所

| 試験の区分 | 学科の試験 | 設計製図の試験 |
|---------|--------------------------|-----------------------------|
| 二級建築士試験 | 宮崎市霧島1丁目1番地1 JAアズムホール | 宮崎市旭1丁目3番6号 宮崎県 県庁7号館 |
| 木造建築士試験 | 宮崎市霧島1丁目1番地1 JAアズムホール | 宮崎市霧島1丁目1番地1 JAアズムホール 別館 |

3 受験申込受付場所、受付期間及び受付時間

| 受付場所 | 受付期間及び受付時間 |
|------------------------------|--|
| 宮崎市別府町2番12号 宮崎建友会館 2階小会議室 | 平成31年4月18日（木曜日）から平成31年4月22日（月曜日）までの午前10時から午後5時まで |

4 インターネットによる受験申込

| 申込サイト | 受付期間及び受付時間 |
|--|--|
| 公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (https://www.jaeic.or.jp/) | 平成31年4月8日（月曜日）午前10時から平成31年4月15日（月曜日）午後4時まで |

5 郵送による受験申込

| 郵送先 | 受付期間 |
|---|-----------------------------------|
| 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番6号 紀尾井町パークビル 公益財団法人建築技術教育普及センター 本部 | 平成31年4月1日（月曜日）から平成31年4月15日（月曜日）まで |

6 受験手数料

17,700円

7 その他

その他の詳細については、宮崎県県土整備部建築住宅課（電話0985-26-7195）、公益財団法人建築技術教育普及センター九州支部（電話092-471-6310）又は一般社団法人宮崎県建築士会（電話0985-27-3425）まで問い合わせること。

病院局企業管理規程

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成31年3月11日

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|